

## 第9 屋外消火栓設備

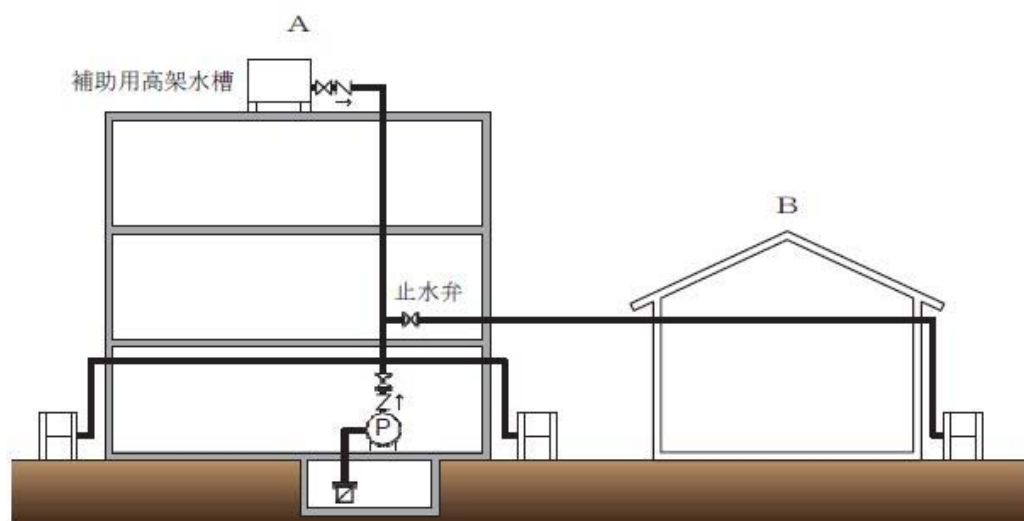
(令第19条, 則第22条関係)

### 1 加圧送水装置

則第22条第10号の規定によるほか, 第2 屋内消火栓設備1 (1, (3)を除く。)を準用するほか次によること。

#### (1) 設置場所

- ア 同一防火対象物において, 他の消火設備とポンプの併用又は兼用する場合, 各消火設備の規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。また, ポンプが一の消火設備として起動した際に, 他の消火設備が作動する等の誤作動がないこと。
- イ 屋外消火栓設備が同一敷地内に複数棟ある場合には, ポンプを兼用又は併用することができる。この場合, 同一敷地内の複数棟を一の建築物とみなし, 各棟に設けられた屋外消火栓設備の設置個数の合計が2を超える場合においても, ポンプの吐出量を800ℓ/min以上とすることができる。



防火対象物	屋外消火栓の設置個数	規定吐出量
A	2個	800ℓ/min
B	1個	400ℓ/min

ポンプの吐出量は、800ℓ/min 以上とすることができる。

第9-1図

### 2 水源

第2 屋内消火栓設備2を準用すること。

### 3 配管

(1) 第2 屋内消火栓設備3 (2)及び(2)を除く。)を準用する。

(2) 則第22条第8号に規定する合成樹脂製の管及び管継手は、認定品とすること。■

### 4 起動装置

第2 屋内消火栓設備4を準用すること。ただし、4, (1), ウ, (ア)中の数値は、0.3MPaと読み替えるものとする。

### 5 貯水槽等の耐震措置

第2 屋内消火栓設備5を準用すること。

### 6 非常電源, 配線等

第2 屋内消火栓設備6を準用すること。

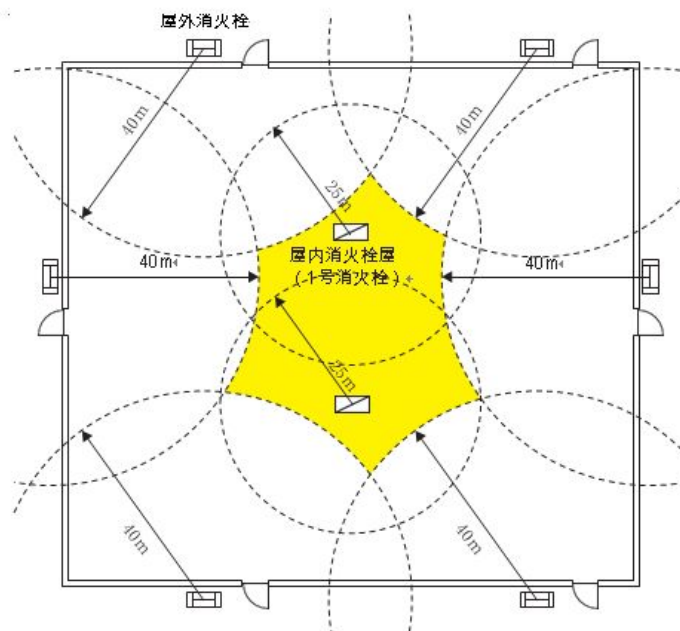
### 7 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

### 8 消火栓箱等

#### (1) 消火栓箱の位置■

屋外消火栓箱は、消火栓箱から防火対象物のすべてに消火可能な位置に設置すること。また、原則として防火対象物の出入口又は開口部付近で、当該防火対象物の内部に対し有効に注水活動ができる位置とすること。この場合、屋内消火栓の設置が不要な防火対象物でも、中央部に防護漏れとなる部分が生じる場合は、当該部分に屋内消火栓（1号消火栓又は易操作性1号消火栓に限る。）を設置すること。



第9-2図

#### (2) 消火栓箱の構造

第2 屋内消火栓設備7, (1), ウ, (ア)を準用すること。

(3) 消火栓開閉弁

第2 屋内消火栓設備 7, (1), ウ, (イ)を準用するほか, 原則として屋外消火栓箱内に設けること。

(4) 筒先及びホース

ホースは, 呼称50A又は65Aのもので, 長さ20m以上のもの2本以上, ノズルは口径が呼称19mm以上のもの(日本消防検定協会の鑑定品とする。)を1本, それぞれ接続して設置すること。

(5) 表示及び灯火

ア 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けた場合は, 当該屋外消火栓箱に「屋外消火栓」と表示すること。

イ 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けない場合は, 当該屋外消火栓箱に「ホース格納箱」と表示し, 消火栓開閉弁設置位置に「消火栓」と表示すること。

ウ 屋外消火栓箱又はホース格納箱の表面又は扉を開放したときの見やすい箇所に操作方法を表示すること。

エ 屋外消火栓箱又はホース格納箱の前面又は上部に赤色の灯火を設ける場合は, 則第12条第1項第3号口の例により設けること。

9 屋外消火栓の設置位置

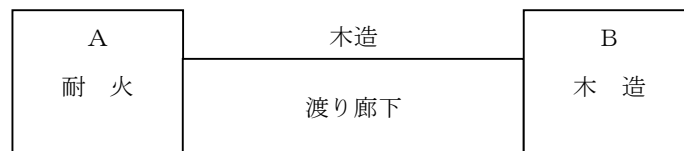
令第19条第3項第1号, 第2号及び第5号の規定によるほか, 次によること。

- (1) 屋外消火栓は, 原則として, 建築物の出入口付近に設けること。■
- (2) 令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは, 屋外消火栓設備にあっては, ホース接続口からの水平距離が40mの範囲内で, かつ, 当該範囲内に消防用ホースを延長することができ, 有効に消火できる部分をいう。

10 屋外消火栓設備の設置規制について

- (1) 消防用設備の設置及び設置単位に関する疑義について」下図の場合の面積算定と構造について, いかに取り扱うべきか(昭56.9.1 消防予第198号)

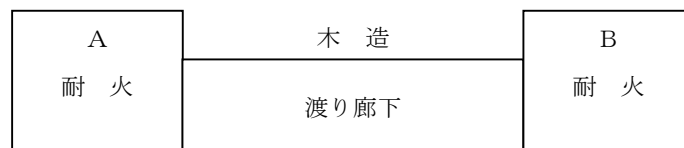
ア 問



同用途の場合は, 渡り廊下の面積も含めてA, Bを合算して木造建築物として取扱う。

答 AとBの用途が違う場合は, 渡り廊下をA, Bの比率按分して用途ごとに木造建築物として取扱う。

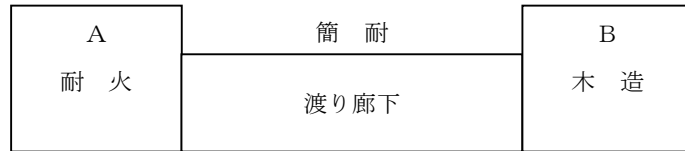
イ 問



ただし、渡り廊下は消防用設備の設置単位により別棟扱いとする。

答 1の回答と同じ。

ウ 問

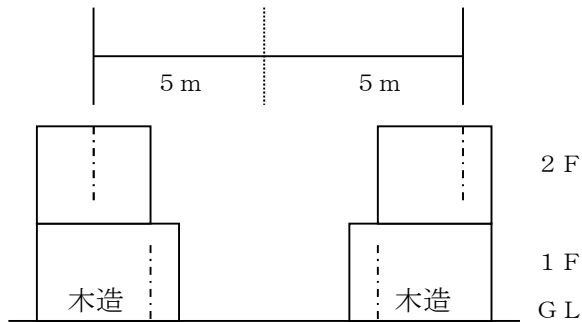
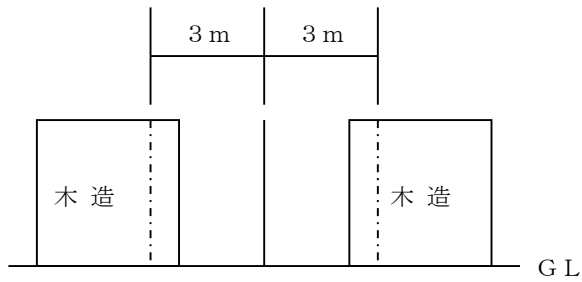


ただし、渡り廊下は消防用設備の設置単位により別棟扱いとする。

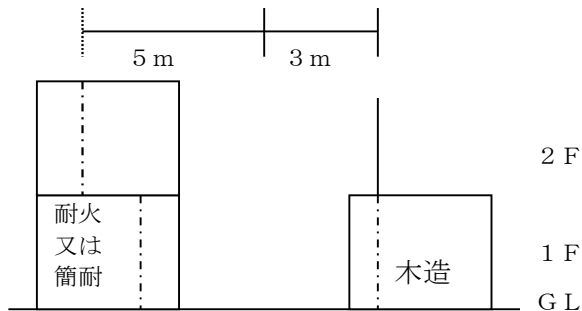
答 同用途の場合は、渡り廊下の面積も含めてA、Bを合算して木造建築物として取扱う。AとBの用途が違う場合は、渡り廊下をA、Bの比率で按分してAの用途は簡易耐火に、Bの用途は木造建物としてそれぞれ取扱う。

エ 問 令第19条第2項について、下図の場合はどのように取扱うか。

(ア)



(イ)

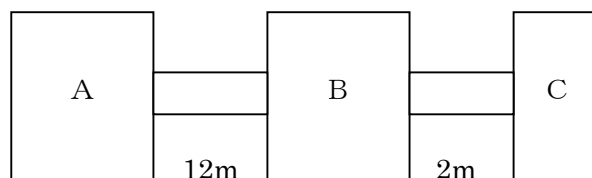


答 令第19条第2項の解釈は、木造対木造に対して規制したものであり、(ア)の例によれば同一棟であり、(イ)の場合は、耐火造又は簡易耐火造であり同一棟でない。

(2) 渡り廊下で接続される建築物の取扱いについて

予防業務上の疑義事項について (昭55.11.12 消防予第244号)

問 令第19条の床面積の算定方法は。



答 建築物の距離に関係なくA・B・Cを一棟とする。なお、渡り廊下が不燃材料により造られたものである場合は、令第32条の規定を適用しAとB・Cに分けて考えてよい。令第27条第2項(消防用水)も同様に扱う。

11 消防用設備の設置及び設置単位に関する疑義について (昭56.9.1 消防予第198号)

(1) 令第19条第1項の設置単位を判断するに際し、「消防用設備等の設置単位について」(昭50.3.5 消防安第26号)の基準を適用してよいか。

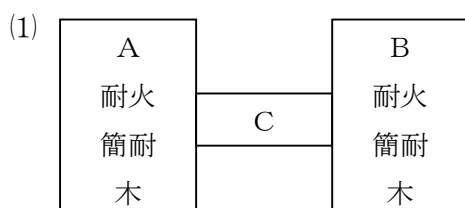
(2) 令第19条第2項が適用されるのは、渡り廊下等で接続されていない、いわゆる独立した耐火建築及び簡易耐火建築物以外の建築物に限ると解してよいか。

答

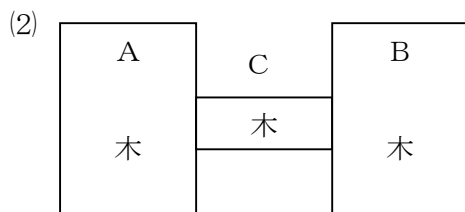
(1) 渡り廊下で接続されている場合は、令第19条第2項により一棟として取扱うこと。

(2) 設置単位通達により別棟とみなされる建築物についても適用される。

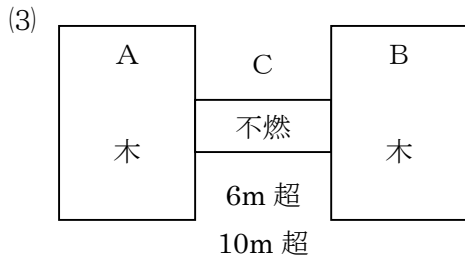
12 令第19条第1項の適用について。(同一用途)



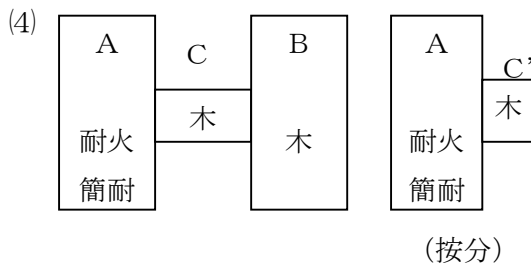
答 (1) 原則は、床面積 = A + B + C



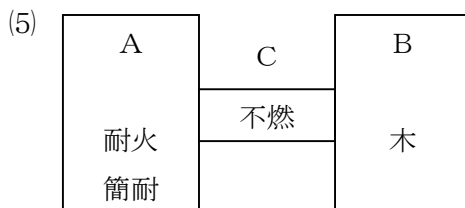
答 (2) A + B + C の木造一棟。



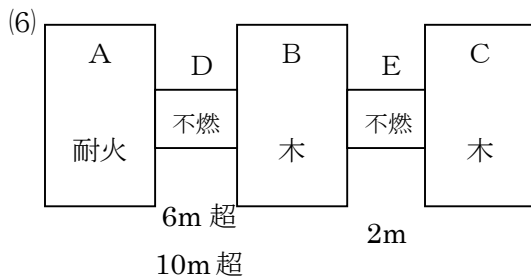
答 (3) 設置単位別棟でも木造一棟となる。令第32条適用で木造Aと木造Bの別棟扱いできる。廊下部分は面積按分される。



答 (4) 設置単位別棟でもA+B+Cの木造一棟。按分後、木造部分が残るため。



答 (5) A+B+Cの木造一棟。廊下が6m(1階), 10m(2階)を超え設置単位別棟になれば(3)と同様に扱う。



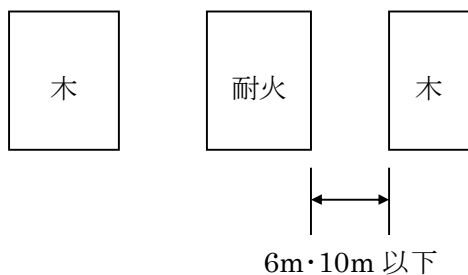
答 (6) A+B+C+D+Eの木造一棟。令第32条適用で耐火A+D', B+C+D'+Eの木造と扱う。

13 令第19条第1項の適用について (異種用途)

答 令第9条の規定が適用される。

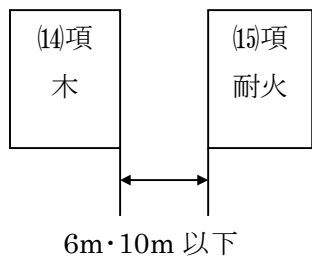
14 令第19条第2項の適用について。

(1)



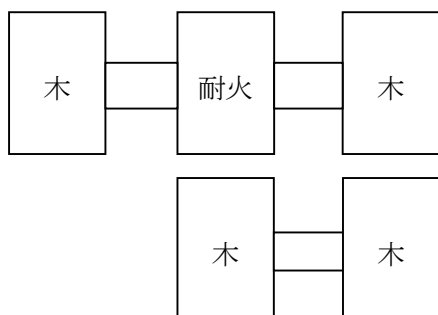
答 同一用途 第2項の適用なし。  
異種用途第2項の適用なし。

(2)



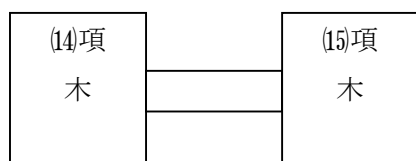
答 異種用途 第2項の適用なし。

(3)



答 設置単位別棟でも第2項の適用がある。令第32条の適用については、前記のとおり。

(4)



答 異種用途(16)項口として、令第9条の適用がある。